

島田市中央公園のイベントに係る基準

1. 趣旨

この基準は、しまだローズパートナーズが、島田市中央公園(以下、中央公園という)で自主事業として実施するイベントに係る出店団体及び個人(以下、出店者という)の基準を定めることにより、中央公園の設置目的に沿い、健全なイベントの運営を図ることを目的とする

2. 選定基準

中央公園の自主事業として実施するイベントに係る出店者は、島田市に拠点を置く者を優先して選定し、かつ次に掲げる項目に留意することとする。

- (1) 中央公園の設置目的に沿い、公園のコンセプトに合う事業を実施するものであること
- (2) 市民に憩いと安らぎの場を提供するものであること

3. 出店の届出

中央公園の自主事業として実施するイベントに係る出店者は、しまだローズパートナーズに次に掲げる項目について実施希望の14日前までに申し出及び提出をしなければならない

- (1) 出店者の氏名又は名称
- (2) 出店者の所在地
- (3) 代表者又は出店責任者の氏名並びに連絡先
- (4) 行為の目的、内容
- (5) 取り扱う物品もしくはサービス
- (6) 火気使用の有無
- (7) 現地での調理の有無
- (8) 営業許可証の写し
- (9) 移動販売車及び設置を希望するテント等のサイズ
- (10) 出店希望日

4. 出店の制限

中央公園の自主事業として実施するイベントに係る出店者が次のいずれかに該当するときは出店の申請を拒否し、またイベント開催中であっても退場を命ずることとする

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴力団対策法)に掲げる暴力団
その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認められるとき
- (3) 展示物等を汚損し、又は損傷する恐れがあると認められたとき
- (4) 事前の申し出なく、次の行為が認められたとき
 - ① 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること

- ② 興行をすること
- ③ 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しの為公園の全部又は一部を独占して利用すること
- ④ 火気の使用をすること
- (5) 政治的又は宗教的活動に利用する恐れがあるとき
- (6) 指定された場所以外で出店行為をしたとき
- (7) 前各項に掲げるものの他、中央公園の管理及び運営上支障があると認められたとき

5. 出店料

中央公園の自主事業として実施するイベントに係る出店者が次に掲げる営業活動を行う場合はしまだローズパートナーズに出店料として1日当たり1,000円(税込)を支払うものとする

- (1) 商品の直接販売をする
- (2) 直接販売をしないが、商品説明、展示、受注、試食、実演を行う場合
- (3) 入場料(資料代、材料費などの実費などを除く)を徴収する場合
- (4) 参加者から金銭を徴収する等してセミナー、勉強会、講習会、講座を行う場合

6. 出店当日について

中央公園の自主事業として実施するイベントに係る出店者は、出店当日に次に掲げることを厳守することとする

- (1) 中央公園職員の指示に従い、イベント等の運営に協力すること
- (2) 使い捨ての食器・容器等のゴミが発生する場合は、出店者がゴミを回収し持ち帰ること
- (3) 出店終了後に周囲の清掃・片付けを行い、元の状態に戻すこと
- (4) 火気使用の場合は、出店者が消火器(スプレー式は不可)を用意すること
- (5) 来園者からクレームが寄せられた場合は、速やかに改善すること
- (6) 火気使用の場合事前に消防への届を完了すること

7. その他

この基準は令和8年4月1日から施行する